

秘密の保持

- 当事業所の介護専門員その他の従業者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密については、正当な理由が無い限り、決して漏らしません。
- 当事業者は、介護支援専門員その他の従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業者の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業者は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

苦情処理の体制 . . . 別紙のとおり

利用料その他の費用の額

取扱要件	利用料 (1か月あたり)		利用者負担金
居宅介護支援費(Ⅰ) <取扱件数が40件未満>	要介護度1・2	10,000 円	無 料
	要介護度3・4・5	13,000 円	

・加算及び減算

加 算	利用料 (1か月あたり)	利用者負担金
初回加算	3,000 円	無 料
退院・退所加算	3,000 円	
認知症加算	1,500 円	
独居高齢者加算	1,500 円	
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,000 円	
複合型サービス事業所連携加算	3,000 円	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円	

事故発生時の対応

- 当事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業者は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。